

厚生労働大臣所管医療法人にかかる「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日付健政発第410号)通知第一の5の(4)の社会保障審議会医療分科会における取扱いについて

平成17年5月23日
社会保障審議会医療分科会
了解事項

厚生労働大臣所管医療法人にかかる「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日付健政発第410号厚生省健康政策局長通知)第一の5の(4)の社会保障審議会医療分科会における取扱いについては下記のとおりとする。

1 次に掲げる①から④のいずれかに該当する医療法人が、医療法(昭和23年法律第205号)第46条の3第1項ただし書の規定による認可を受けるため、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第31条の3各号に掲げる事項が記載された申請書を各地方厚生局長に提出した場合、社会保障審議会医療分科会の意見を聞いたものとみなし、各地方厚生局長において認可されるものであること。

① 過去5年間にわたって、医療機関としての運営が適正に行われ、かつ、法人としての経営が安定的に行われている医療法人

※ この場合、「医療機関としての運営が適正に行われている」とは、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査(以下「立入検査」という。)及び保険指導監査における指導を受けて改善が見られない場合や脱税等その他の法令違反がない場合をいう。(以下同じ。)

※ この場合、「法人としての経営が安定的に行われている」とは、法人運営において経営が安定的に推移し健全(原則として収支が黒字であるか、収支が赤字の年度があった場合であっても直近の年度の収支が黒字であるなど経営が改善する傾向にあること及び貸借対照表上、債務超過となっていないこと。)である場合をいう。(以下同じ。)

② 理事長候補者が当該法人の理事に3年以上在籍しており、かつ、過去3年間にわたって、医療機関としての運営が適正に行われ、かつ、法人としての経営が安定的に行われている医療法人

③ 医師又は歯科医師の理事が理事全体の3分の2以上であり、親族関係を有する者など特殊の関係がある者の合計が理事全体の3分の1以下である医療法人であって、かつ、過去2年間にわたって、医療機関としての運営が適正に行われていること、及び、法人としての経営が安定的に行われている医療法人

※ この場合、「親族関係を有する者」とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族関係を有する者をいい、「特殊の関係がある者」とは次に掲げる者をいう。(以下同じ。)

- ア 候補者又は候補者と親族関係を有する理事(以下「候補者等」という。)とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 候補者等の使用人及び使用人以外の者で候補者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ウ ア又はイに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にする者
- エ 候補者等及びアからウまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の役員又は使用人である者
 - ・ 候補者等が会社役員となっている他の法人
 - ・ 候補者等及びアからウまでに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある同族会社

④ 医療法第46条の3第1項の改正規定の施行日（昭和61年6月27日）において、すでに設立されていた医療法人については、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

- ア 同日において理事長であった者の死亡後に、その理事長の親族で、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合
- イ 同日において理事長であった者の退任後に、理事のうち、その理事長の親族であって医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合

2 上記1に掲げる以外の医療法人から医療法施行規則第31条の3各号に規定する事項が記載された申請書が各地方厚生局長に提出された場合は、あらかじめ社会保障審議会医療分科会の意見を聴取した上で、上記1に準じて、候補者の略歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合に認可されること。